

# 実録！ 税務調査

元税務署員がこっそり教えてくれた  
『税務署が行う税務調査の裏側』

# 国税の組織とは？

財務省

外局

国税庁

全国13の国税局

(沖縄は『沖縄国税事務所』)

税務署

(基本的に市区町村単位、一部規模により分割)

# 所轄区分について

## 捜査権限

国税局

査察部 (資本金関係なし)	国税犯則取締法の範疇内
調査部 (基本、大企業)	法人税法、所得税法、など
資料調査部 (呼称:リョウチョウ)	法人税法、所得税法及びタレコミと申告書

**資本金1億**が本局と所轄のライン

税務署

法人課税部門	中小企業が対象
個人課税部門	個人事業主
資産課税部門	相続・贈与
徴収部門	債権回収
管理運営部門	申告書の受付・作成の方法相談
総務課	

申告はすべて税務署で受付

# 調査手法

## 国税局

査察部

この時点で100%有罪になる  
証拠を持って行う。



内偵 ——— 裁判所からの  
捜査令状 ——— 強制調査 ——— 地方検察庁へ告発

立件 ——— 裁判 ——— 有罪

追徴課税 罰金+禁固

調査部 任意調査

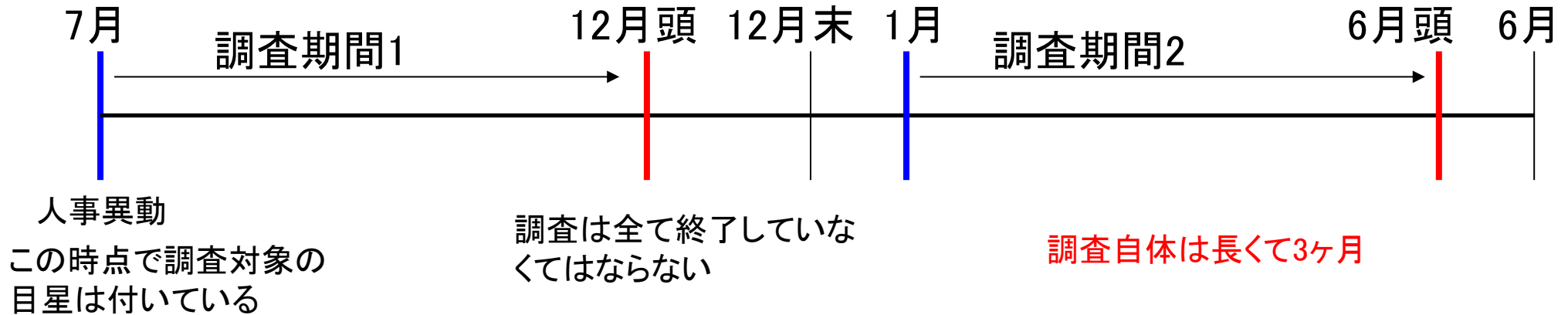
資料調査部

所轄税務署と共同で調査。

基本、無予告調査で3~4日会社に調査に入る

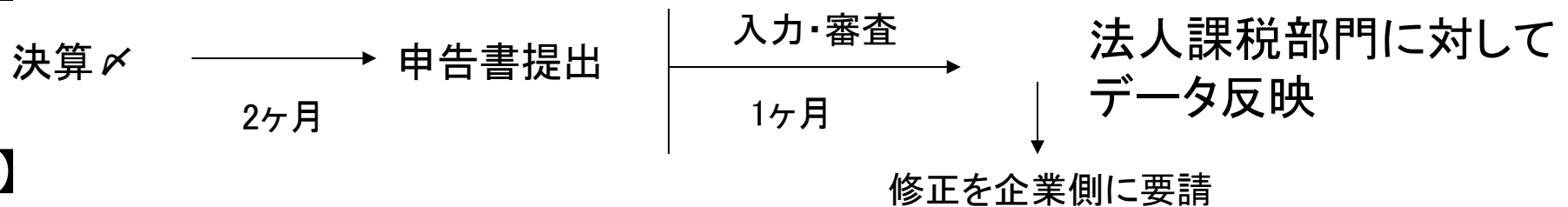
# 調査方法

## 税務署 【基本系】



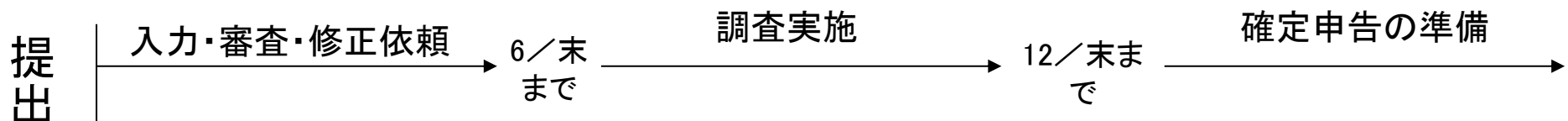
調査期間は平均1ヶ月程度(来社は2日間)3ヶ月以上は国税に報告の義務がある  
調査は大体、決算書提出後、半年後を目処に来る

## 【法人】



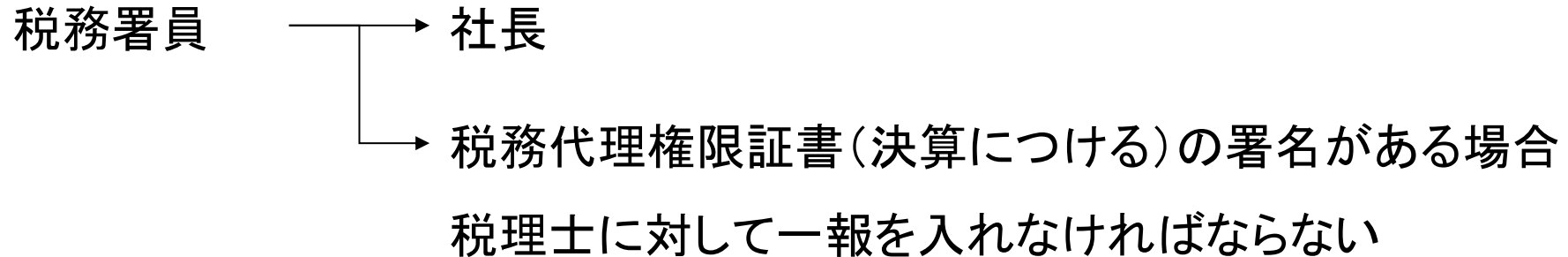
## 【個人】

3/15



# 税務調査

## 【調査の連絡】



本来は 社長⇒税理士

実務上は 税理士⇒社長

## 【当日のスケジュール】

ほぼ2日間

午前 10:00 ~ 12:00

午後 13:00 ~ 16:00

昼食は基本、外に食べに行く。

企業からの昼食はご馳走にならない

基本的に業務に支障をきたさないように16時には帰るようにする。

## 【対応者】

税務署側

税務署員 1名

企業側

社長

経理担当

# 実地調査までの流れ

実調率(じっちょうりつ) 約5%

実際に調査に行くまでの割合を全ての中小企業数で割ったもの

単純計算でいえば、20年に一回の割合だが、無申告や売上3,000万以下は対象外

## 準備調査

**粗選(あらせん)・・・申告書3期分を分析する税務署独自のデータベース**

・条件を設定して検索が可能(検索権限は基本、課長職位以上)

cf: 『前年対比、売上2倍以上かつ利益が横ばいの企業』で検索

管理職・担当官がファイルを見ながら目星をつける。(申告書、  
税歴書)

## 税務調査の実施を決定

**資金資料・・・銀行口座の資料**

税務署はその権限により全ての金融機関の指定した口座履歴を全て確認できる。

これにより相手側(企業)が不正をしているのではないかと  
いう場合は、目星を付ける

**重要資料・・・実地調査での資料**

実地調査で集めてきた情報・資料。

これにより相手側(企業)が不正を行っている証拠を  
固める

# 税務調査の流れ

## 準備調査 1日 (これは税務署側で行う)

調査ポイントを絞る為に

申告書5期分、ホームページ、資料(パンフレットなど)

前年対比や業界平均に比べてルールに沿った申告書になっているか  
⇒この申告書にミス・漏れやルールに違反した場合は調査対象

## 実地調査 2日間 (いわゆる税務調査)

次ページで説明

## 反面調査 1日～半年

対象 取引先・銀行

(期間はケース・バイ・ケース)

準備－実地－反面、までの全ての調査が1ヶ月で済めば早い方



# 税務調査の終わり方

- ・ **何ものなし**      **是認(ぜにん) 30%程度**  
全く指導なし      5%  
『税務指導』      25%(少額ゆえ注意で終了)
- ・ **修正申告**      **100%を目指す(実質70%程度)**  
ミスを指摘し、企業が納得して、企業が自主的に申告を行う
- ・ **更正処分**      **修正申告の中のごく一部**  
ミス・不正を企業側が認めなかった場合、税務署が確定した税額を通知  
税務署は更正処分を執行する場合は、証拠を整えなければならない。

## 【不正所得処分の内訳】

悪質な、故意に帳簿を調整をする企業	—————	3割弱
		(重加算税・延滞税・消費税・源泉所得税)
単純なミスや解釈の違い	—————	4割弱
是認(全く問題ないですよ)	—————	3割弱

# 税務調査後

- ・ 修正申告  
企業が自主的に申告を訂正する  
修正申告が不服だった場合  
3ヶ月以内に『国税不服審判所』に不服申立  
これでも否認されたら  
裁判所(地裁)に訴え出る
- ・ 更正処分の場合は  
直接裁判所に訴え出ることが可能。

# 実地調査の流れ

## 調査は2日間(来社)

### 【準備物】

事務所・自宅にある

帳簿関係(帳簿は7年間の最低保管期間が定められており、基本は紙媒体)

**総勘定元帳・請求書の控え・領収書の控え・、見積書、日報**

### 【初日の午前中】

**概況聴取** 対応:社長+経理(コレだけは社長が出ないとならない)

**基本情報** 設立の経緯、従業員数など基本的なこと

**売上** どういった種類、帳簿の種類、売上の種類、帳簿は誰が付けているか、請求書の確認

**仕入・外注費** 相手からの請求書、支払いの証書 ココで準備調査裏付けをとる

# 実地調査の流れ2

## 概況聴取

### 人件費

タイムカード、社員名簿、座席表、給与台帳、扶養控除申告書

これらの存在の確認

社長報酬の確認(定期同額か事前届出確定給与か)

および役員(特に親族の勤務実態)

### 棚卸の確認

後述します

### 経費関係の確認

後述します。

【初日の午後】

帳簿の確認

立会い: 大概は顧問税理士

【2日目AM~15:00ぐらいまで】

帳簿の確認

# 概況聴取ココがポイント

## 税務署員はココを見ている

準備調査である程度、目星は付けてきており、社長とのヒヤリングでは、その部分に矛盾が無いかどうかを確認する。

特に経費の使い方や、請求書の発行タイミング、入金日と支払日の関係などを確認する

## ポイントはココ

**社長の税務調査への同席は最小限にとどめるべき**

**あとは、税理士に任せて、税務署に粗を探させない。**

そもそも、税務調査とは、税務会計の認識の違いを調整するための制度である。

そこに**ビジネス的常識や、商習慣は通用しない。**

厳格に税法に照らし合わせた確認がなされるので、そこに素人がいるのは企業にとって不利になるだけ

# 税務調査で税務署はココを見る1

## 棚卸しの調整

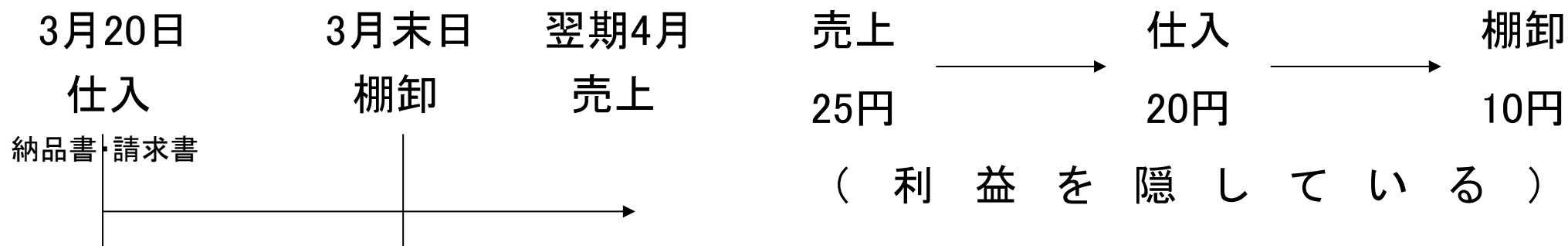
多くの企業で利益の調整をするために行っており、

期末の棚卸しが少なければ、原価が高くなるので、利益が小さくなり税金は安くなる

期末の棚卸しが大きければ、原価が少なくなるので利益を増やせて、調整が可能  
(所得を計算して利益を調整できる)

帳簿を確認すれば、帳簿調整は簡単に発覚し、

## 棚卸による利益調整は追徴の絶好の機会



仕入単価@20円

棚卸単価@10円

同じ商品

ただし、単なる経理ミスとして扱われることもあるので、経営層から明確な調整の指示があり、故意に操作したという証拠が無ければ

過少申告加算税として扱われることもある

# 税務署目線を理解する

棚卸関係で穴を作らない

## 【棚卸の基本】

原価

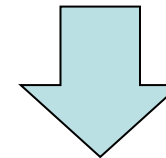
	借方	貸方
期首	100	100
当期仕入	2,000	2,000
期末	150	100
計	1,950	2,000

50の利益

## 【よくあるミス】

原料仕入れで仕入計上済み

加工の為に外注先に商品に移してるときに  
決算を向かえると期末時の数え間違いが  
発生する。



**税務調査の格好の的に**

そのためにも

**棚卸原票を作成**

(1年に一回、決算締めで作成)

# 税務調査で税務署はココを見る2

## 経費関係、税務署はこう見る

### パターン1 重加算税

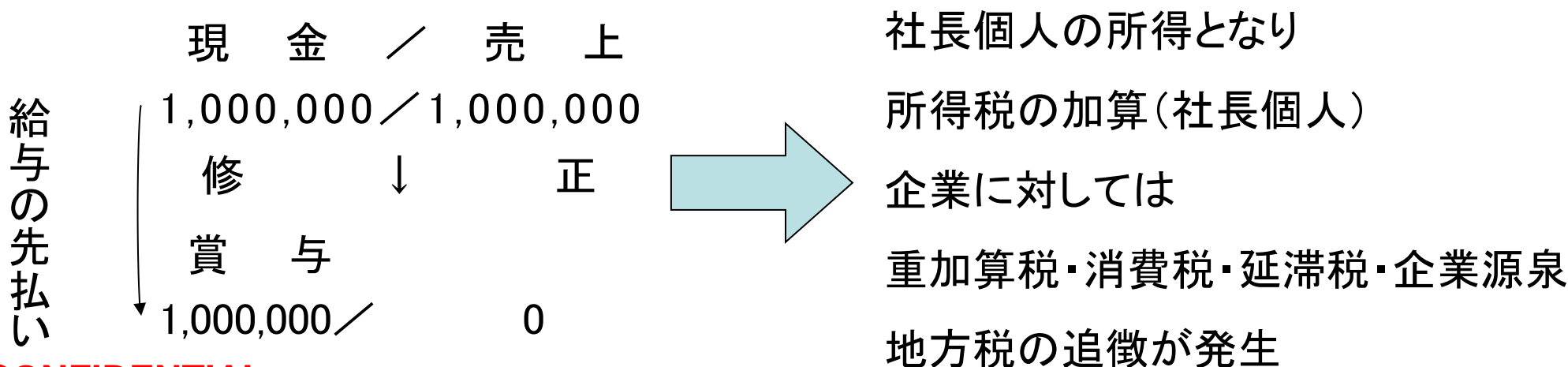
元帳で100,000、1,000,000などの丸い数字『ラウンド数字』に目印をつける。

『ラウンド数字』の領収書・請求書を確認する。特に領収書の住所を確認

### パターン2 過少申告加算税

不正か否かの確認ではなく、仕訳が合っているか、お金の取扱いが間違っていないかを確認

### 私的流用の指摘

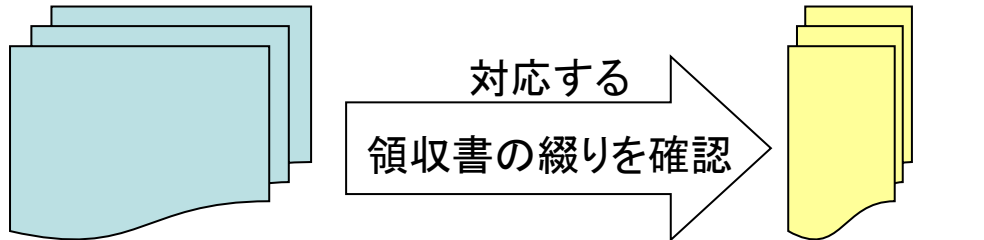




# 税務署目線を理解する2

## 経費関係対策

【総勘定元帳】から見極める



総勘定元帳

領収書の綴り

元帳に記載されている取引の履歴確認

### 【内容】

領収書・請求書があるか(取引実態)

売上に不釣合いな、売掛・買掛

社長の個人消費への流用が最も多い

【指摘されない経費計上】

領収書を受領した際に

誰と 人数  
(相手) (自分を含めた)

を必ず記入する。(理由が明確)

会議費  
福利厚生費

接待交際費

全額経費OK

9割経費

1割損金不算入

損金不算入金とは

法人の場合、年間600万円までが上限扱いでそれ以上は全て経費にならない。

# 税務署の体制について

1 税務署員が担当する年間税務調査件数  
30社／年（厳密には8ヶ月程度）

## 重点管理業種

その時々によって、本局から通達は出るが、基本的にチェックされる商売は、

- 現金商売（特に飲食店）
- 不正多い（パチンコ店）特に売上操作

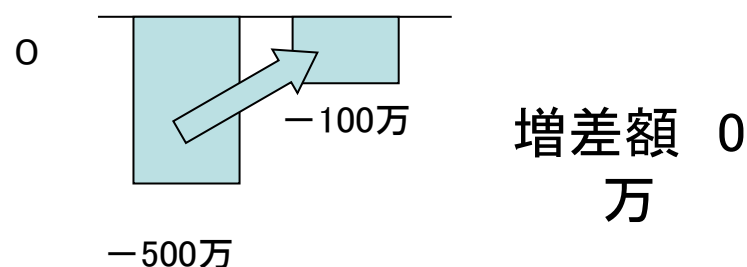
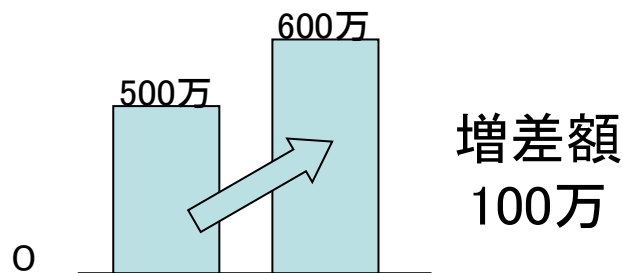
上記、2業種については1税務署で年間10社程度、無予告で調査を行う。

# 税務署の体制について

## 税務署員の評価方法

【増差】(ぞうさ)

当初の申告額よりいくら上乗せすることができたか



定期的にピックアップして現状調査も含めて調査を行っている。

【無申告業者への対応】

青色申告の取消・・・2期連続の期限後申告か無申告で自動的に白色申告へ対応：

税務署からの通知書を受取って、1年後から『再承認に再申請』を提出

【無申告加算税】(赤字の場合は除外)

自主的な再申告場合 税額の5%

調査・指摘の場合 税額の15%

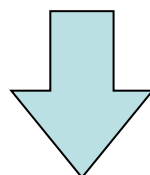
**故意の無申告 税額40%**

# 税務署の体制について

赤字なら申告する必要はないってこと？

税務調査の対象は黒字企業や、申告企業への調査なら

赤字だったり、売上が3,000万以下だったら申告しなくていいの？



企業運営に関する姿勢への疑義

そもそも、国民の義務を全うしない企業の反映はありえない。

信用度の低下

企業・事業者は様々な場面で、『納税証明書』の提出を求められる

取引先への影響

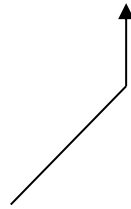
データベース入力時に無申告企業に対する買掛・売掛が出てきたら要調査対象へ格上げ

内訳書に添付されている相手先の住所を確認する。

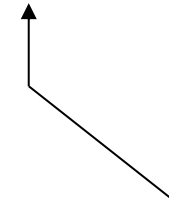
# 実務会計と税務会計の違い

社長個人としては

自分は豊かになりたい、でも税金は払いたくない



このズレが実務と税務のズレ



本来は、

しっかり利益を出して、納税を行って堂々と豊かになりたい

# 税務調査によるペナルティ

## 重加算税・・・伪装、隠蔽いわゆる『脱税』

加算売上金額に対する

法人税額の35%＋消費税額の35%＋延滞税(最大14.6%)

たとえば、100万円の売上が調査の結果抜けていた場合の法人税額は

100万円×30%(法人税額)

30万×35%=10万5千円(重加算税)

30万×14.6%(5年前まで遡り)=4万3千8百円(延滞税)

14万8千8百円に消費税が加算され、法人税額の30万円もあるので  
調査による課税額は、44万8千8百円＋消費税額となる。

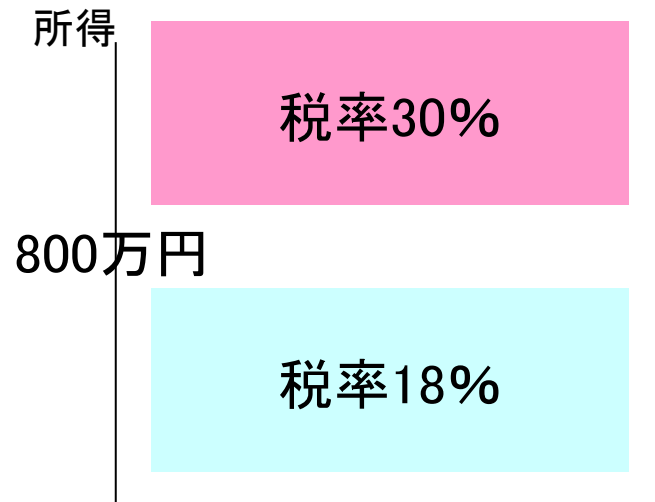
## 過少申告加算税・・・単純なミス

加算額は税額の10%＋消費税10%

# 課税のルール

## 国税

### 【法人税】



### 【所得税】

累進課税制度

**5%～33%**

個人の場合は

**15%～55%**

## 地方税

### 【法人住民税】

所得割

所得に対して、税率決定

赤字の場合は0万円

その他

資本金と従業員の数により決定

最低、7万円～

### 【法人事業税】

# 税務署あるある

- ・ **繁忙期** (ちなみに役所関係では『繁』は適さないということで『忙期』という)

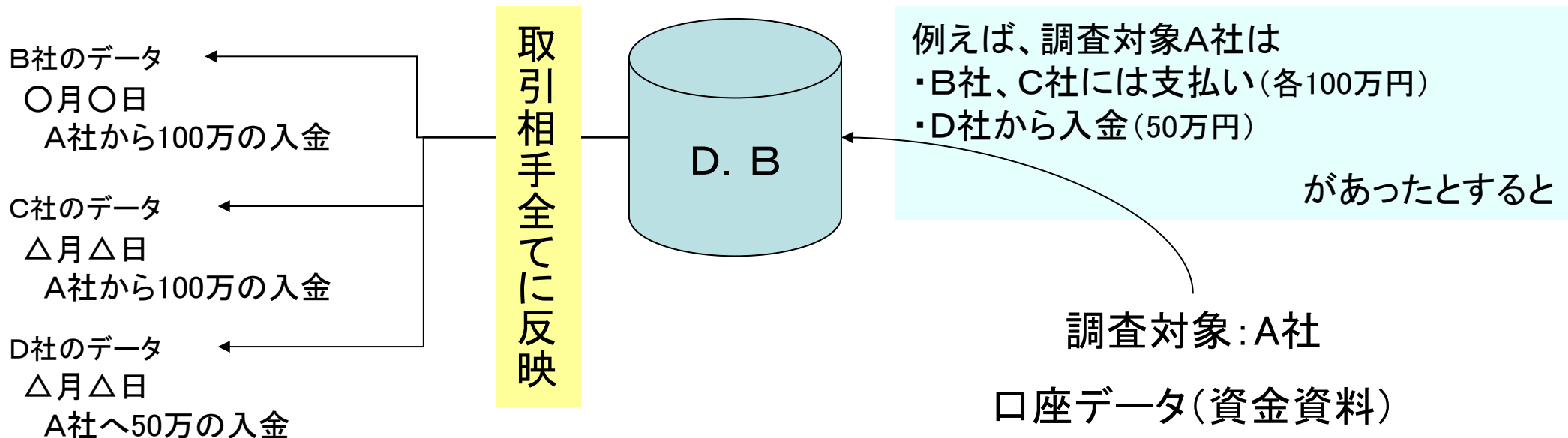
法人課税部門 5月、6月、12月

個人課税部門 2月～6月(確定申告)

資産課税部門 2月～6月(確定申告)

税務署全体として繁忙期 2月～6月

- ・ **税務署のデータベースとは**




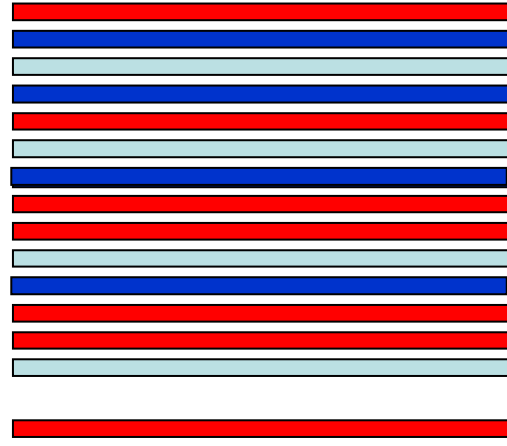


# 税務署あるある

## 税務署の調査(資金資料調査編)

### 【口座編】

□チェック 不正をしている企業の銀行口座は独特の動き方がある。

日付	入金	出金	残高
			

 通常の預貯金の動き 通称:L型配置

 怪しい資金の動き1 通称:イナズマ型配置

ある特定の取引先と頻繁に支払、入金  
が交互に行われている。

資金移動の可能性

 怪しい資金の動き2 通称:逆L型配置

ある特定の取引先へ支払った合計額と同  
額の入金がある。

架空取引の可能性

# まとめ

- **税務調査を恐れない**

税務調査とは、企業と税務署の税務計算の認識の違いを確認するために実施されます

- **実地調査の同席は最小限にとどめる**

社長や会社の人間の同席は、実地調査初日の午前中まで！あとは顧問税理士に任せて下さい。同席の時間が長ければ長いほど税務署員は社長や会社の方へ質問をしてきます。

- **総勘定元帳の根拠を揃える**

とにかく、税務調査で見られるのは『帳票』。総勘定元帳へ記入されている取引の根拠と概況聴取の社長の言葉と矛盾が無いかを確認されます。

- **適正な申告は自社のみのためならず**

自分だけならいざ知らず、適当な申告は、半面調査としてお取引先にもご迷惑が、そのためにも適正な申告が必要です。

## 経営理念

### Philosophy 哲学理念

ビジネスマッチングを中心とした中小企業向け総合コンサルティングを通じて、ビジネスの手法そのものの変化を促し加速します。

### Vision 目指すもの

#### 1. 常に新しい情報を発信し続けます。

新しい情報には価値があります。JOCは新しい情報の「発信基地」であり続けます。様々な情報が飛び交い、正しい情報を掴むことが難しくなった今、新しい正確な情報を迅速にお客様にお届けしていきます。

#### 2. 常に全力で学び続けます

経営者の皆様と商談をさせて頂く中で、安心して弊社に任せて頂ける様に常に勉強し続けています。JOCでは毎日「頑張るタイム」という自主学習時間を設けてJOCメンバー全員がレベルアップする為の勉強を行っています。様々な業界の知識や講師の先生を招いての勉強会などを計画的に行っています。

#### 3. 常に全力で動き続けます

JOCは若さ溢れるチームです。フットワークも軽く、機動力には自信があります。この強みを生かして全てのユーザー様に対して、幅広く任せて頂ける事ができる様に動き続けています。

#### 4. 常に全てのステークホルダーの皆様の満足度アップを目指します

JOCではお客様・お取引先様・株主様・地域社会でJOC全メンバー全ての関わりある皆様の満足度UPを全力で目指していきます。「WIN-WIN」の関係を大切にできるお付き合いを実現させていきます。

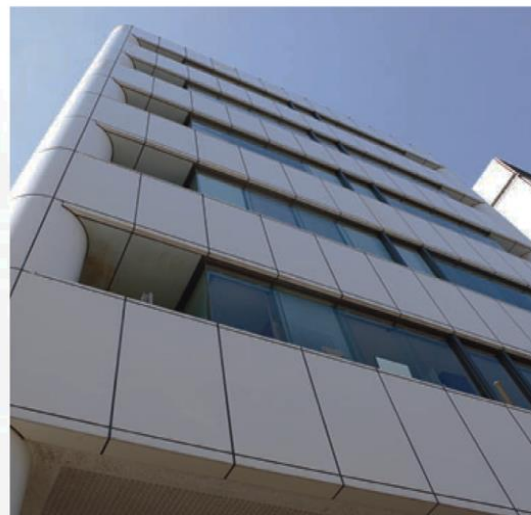
#### 5. 常に時代の変化に対するご提案を行います

こちらからの一方的なご提案ではなく、時代の流れや環境の変化を常に確認して、中長期的にも皆様に喜ばれる・納得して頂けるご提案を行っております。マッチングサービス、拡販支援など事務機器だけにとらわれない幅広いご提案に力を入れていきます。

## ■ 会社概要

社名 株式会社ジャパンオフィスコンサルティング  
設立 2006年5月18日  
所在地 本社：  
〒330-0802  
埼玉県さいたま市大宮区宮町4-149-3  
第8藤島ビル2F  
TEL:048-650-9901  
FAX:048-650-9902  
東京支店：  
〒107-0062  
東京都港区南青山2-2-15  
ウィン青山ビル UCF 917号  
TEL:03-5510-1318  
FAX:03-3502-1412  
資本金 20,000,000円(準備金1億円)  
従業員 40名

代表者 代表取締役社長 渡邊洋之  
役員 取締役副社長 青木一浩  
専務取締役 石田良英  
事業内容 ・税理士事務所・公認会計士事務所支援事業  
・税理士・公認会計士紹介事業  
・オフィスソリューション事業  
関連会社 株式会社JOCシステムサポート  
取引先銀行 三井住友銀行 大宮支店  
武蔵野銀行 大宮支店  
主要取引先 税理士事務所、行政書士事務所、キヤノン  
マーケティングジャパン株式会社、日本GE  
株式会社、クレディ・セゾン株式会社、オリックス  
株式会社、NTTファイナンス株式会社、トステム  
マネジメントシステムズ株式会社(LIXILグループ)  
顧問弁護士 東京桜橋法律事務所



株式会社 ジャパンオフィスコンサルティング  
<http://www.net-joc.co.jp/>



Japan  
Office  
Consulting

顧問料**無料**.com

税理士を顧問料無料でご紹介

<http://komonryo.com>

お気軽にお問合せください

株式会社 ジャパン オフィス コンサルティング

フリーダイヤル



TEL 0120-999-411

E-mail [info@net-joc.co.jp](mailto:info@net-joc.co.jp)

**CONFIDENTIAL**

※2011年に確認をした情報となります。既に変更されている可能性があります。※本情報に誤り・誤字・訂正があっても一切責任を追いません。